

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

①第三者評価機関名

社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

SK2024119、SK2025009、S2024038

③施設の情報

名称：リミエ	種別：母子生活支援施設		
代表者氏名：荒家 清恵	定員（利用人数）：20世帯（12世帯）		
所在地：非公表			
TEL：非公表	ホームページ： http://www.hida-jikoukai.or.jp/		
【施設の概要】			
開設年月日：昭和24年			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 飛騨慈光会			
職員数	常勤職員：	7名	非常勤職員 3名
有資格	保育士	4名	社会福祉士 2名
職員数	介護福祉士	1名	
施設・設備 の概要	母子室 大	8室	母子室 小 12室
	一時保護室	2室	

④理念・基本方針

【理念】

ひたむきに「児童福祉」「障がい福祉」の充実を追い求め、彼らの暮らしと生命そして権利を守ることを私たちの使命として、地域福祉に貢献します

【基本方針】

- 1、こどもたちの限りない幸せを願い、育てます
- 2、一人ひとりの暮らし方を共に考え、応援します
- 3、就労や活動を支援しその人らしさを見つけるお手伝いをします
- 4、入所機能のノウハウを生かし利用される方の暮らしを支えます
- 5、相談支援、居宅介護事業など、多様なサービスで地域生活を支えます

⑤施設の特徴的な取組

社会福祉法人飛騨慈光会は昭和31年9月に認可され、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障がい児入所施設に加え、6か所の障がい者（知的・身体）支援施設等の他、公益事業で診療所等の経営を行うなど、飛騨地区を代表する社会福祉法人として様々な事業を展開し、地域福祉の向上に大きく貢献している。

母子生活支援施設「リミエ」（フランス語で光を意味する）は、平成12年に高山市から全面移管され、令和4年4月に長年の課題であった建物を移転新築し、現施設名に改め定員20世帯でスタートした。施設はバス、トイレ、キッチン付き完全住居形式の3棟独立の建物で、各棟の支援内容を①急性期支援型（一時保護を含む）②生活・子育て支援型③自立支援型に類型化し、利用者に事前同意を得て受け入れるなど、支援内容の類型化方式という新たな取組が注目されている。

現在は、安定的な施設運営のためには入所確保は不可欠であるため、飛騨圏域の三市一村のみならず、富山県・石川県など隣県にも足を延ばし、広く母子生活支援施設の活用を呼び掛けている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和7年9月2日（契約日）～ 令和8年3月18日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和4年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

・年度末にその年度を総括しての事業報告書を作成すると共に、事業計画は職員が所掌事務毎に分担して作成し、役員会の承認を経て職員会で説明するなど、事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員にも理解されている。

・①基本理念の尊重②利用者の尊重③援助の姿勢④チームワーク・リーダーシップ⑤社会人としての基本、の5分野41項目にわたる「求められる職員像」を策定し、全職員に周知している。

・人事考課制度により、職員は年度当初に職務の目標設定を行い、年度の中間と年度末と年3回の施設長等による面接を通して、それぞれの目標の達成状況を確認するなど、職員一人ひとりの育成に向けた取組が確実に行われている。人事考課面接以外でも、必要に応じ面接を行っている。

・支援の開始時等における説明の適切性は、組織的・具体的であるとともに、こども・母親に寄り添う温かなまた希望に満ちたものとして評価される。「支援計画マニュアル」は入所から退所に至るまでの支援のポイントを簡略にまとめたものであるが、分かりやすく大切な事は何かを明示しており、支援開始にあたっての説明に大変有用であると思われる。母親に対しては入所時だけではなくその後も年2回、「支援聞きとり票」を用い、適切に面談が行われている。一方こどもに対しては、「スリー

ハウスシート」が用いられる。これは、「心配の家」から「安心の家」そして「希望の家」へと一緒に変えていこうとする心づくしを表す言葉であるが、それを「まいったの家」「おちつく家」「こうなったらいいなの家」とさらにわかりやすく希望に満ちた言葉で言い表しており、説明を超えた豊かな思いが感じられる。

・高山という山に囲まれた土地柄もあるのか、利用前の面談や、力の弱い利用者には同行支援など利用者に寄り添った温かいまなざしを感じさせる支援をしている。

◇改善を求められる点

・人材の確保が難しい情勢であるが、力の弱い利用者の理解を深め、心理面からの支援を充実させたい職員の思いがあり、心理療法担当職員の確保が待ち望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

新築移転した初年度（令和4年度）に第三者評価を受審し、特にマニュアル整備の必要性についてご指摘を受けました。その際「3年後を楽しみにしています」と温かいコメントもいただきました。受審後は、早急に必要なマニュアルから整備を進め、運営の基盤づくりに取り組んできました。

今回、マニュアル整備について高く評価をいただいたことは、これまでの取り組みが一定の成果につながったものと受け止めています。今後は、単に文章として整備するだけでなく、職員が日常の業務の中で活用できるよう、より実践的なマニュアルの活用を進めていきたいと考えています。

第三者評価の受審は、日頃の支援や運営体制について振り返る貴重な機会となっています。今後は、受審しない年度についても自己評価を取り入れながら、インケアの充実と地域支援に向けた取り組みを継続的に推進していきます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1) —① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針はホームページやパンフレットで明文化され周知が図られている。また、来訪者向けに玄関に提示すると共に、利用者には施設入所時にリミエのしおりを活用し、わかりやすく説明している。職員には、年度当初の会議や研修会等で改めて説明し、周知を図っている。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1) —① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>行政機関や関係施設協議会等の会議・研修会での情報や法人本部が主催する施設長会（経営企画会議）での各種の情報に基づく協議の他、公認会計士等の専門家による支援も受けており、常に施設経営を取り巻く環境と経営状況を的確に把握・分析している。</p>		
③	I-2-1 (1) —② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>令和4年4月に現在地に新築移転し、これまでの3年間は移転に伴って発生した諸課題に対応し体制を整えることが課題であったが、今年度は、施設利用率の向上を目指し、飛騨地域の三市一村に母子生活支援施設の活用方法を発信していく一年として課題に取り組んでいる。</p>		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—（1）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I—3—（1）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>法人全体の第6期経営計画（期間：2021～2025年）で①施設の建て替えの他、②児童一人ひとりの最善の利益に繋がる社会的養育の充実③福祉人材の確保・育成・定着と働きがいのある職場づくり④業務用ソフトや事務機器の導入を継続し、間接処理業務の効率化⑤情報公開と透明性（見せる化）を持った運営⑥健全な財務体質の確立⑦災害や感染症対応を強化し安心、安全の確保等、10項目にわたる計画が策定されている。現在、第7期の計画策定に向けた諸準備が進められている。</p>		
5	I—3—（1）—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>中長期計画を踏まえ、今年度は①業務体制を整え、利用者の自立に向けたニーズの充実を図る②母子生活支援施設の権利擁護・虐待防止について取組む③職員の専門性向上とスキルアップに努める④親子支援事業の拡充に努めるという、4つの柱を掲げた事業計画を策定している。</p>		
I—3—（2）事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—（2）—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>年度末にその年度を総括しての事業報告書を作成すると共に、事業計画は職員が所掌事務毎に分担して作成し、役員会の承認を経て職員会で説明するなど、事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員にも理解されている。</p>		
7	I—3—（2）—② 事業計画は、こどもと母親に周知され、理解を促している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>「生活のしおり」を使い、新しい施設での生活方法や、行事、支援内容等を詳しく説明し、周知を図っている。また、行事計画（四季の行事、誕生会、自治会活動、避難訓練等）や年間を通して行う支援活動（各種相談、保育園等への送迎、学習指導、料理教室等）などについて、掲示や母の会の開催時等に説明して理解を促している。</p>		

I—4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—（1）質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—（1）—① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉠・b・c
<p><コメント></p>		

<p>法人の取り組みの中で、セルフチェックリストで各職員の1カ月の業務の振り返りを行っている。法人全体の集計を年2回行い、施設の傾向や課題を明確にし、支援の質の向上に取り組んでいる。人事考課に伴う年3回の職員面談の際、事業計画に対しての個人目標の進捗状況チェックを行っている。</p>		
9	<p>I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>前年度の事業報告（指導報告書）作成の際、各担当職員が所掌する業務の振り返りを行い、今後取り組むべき課題を明確にしている。事業計画では、部門毎に事業報告での反省を踏まえた詳細な事業計画となっており、計画的な改善に向けた取組が行われている。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。</p>		
10	<p>Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、各職員に係る詳細な職務分掌表を作成し、その中で自らの役割と責任を明確にしている。さらに、職員会等の場で自身の考えや思いを職員に対し表明し理解を図っている。</p>		
11	<p>Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>行政機関や加盟する関係団体等が主催する会議・研修会等の他、法人事務局が開催する会議等を通じ、遵守すべき法令等を正しく理解する取り組みを行っている。また、法令等は職員会等で職員に伝達するなど、職場内での情報共有・共通理解に努めている。</p>		
<p>Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>Ⅱ—1—(2)—① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>セルフチェックリストで各職員の1カ月の業務の振り返りを行っている。その分析を行い、施設の課題を明確にし、支援の質の向上に取り組んでいる。また、人事考課に伴う職員面談を年3回行い、個人目標の進捗状況のチェックを職員と共に行い、職員に寄り添い具体的な指導を行っている。</p>		
13	<p>Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>入所世帯の減少が、施設運営に大きな影響を及ぼすため、飛騨圏域の三市一村のみなら</p>		

ず、隣県にも足を延ばし、広く母子生活支援施設の活用を呼び掛け、入所者確保に取り組んでいる。また、法人全体としても、日々の記録管理や帳票の作成等の管理支援システムの導入を検討しており、経営企画会議の構成員として関与し、必要に応じて対策を提案するなど、業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

II—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>福祉人材の確保については法人が常時取組み、説明会や施設見学等を積極的に行っている。「人材」を「人財」と法人全体として位置づけ確保や育成に取り組んでいる。法人研修課では、年5回に及ぶ新人研修を始め、階層別研修等を計画的に実施しており、福祉人材の育成・定着に大きな役割を果たしている。施設でも、新人等の就職間もない職員への指導等、職員全体で育てようとする気風がある。</p>		
15	II—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>法人では、①基本理念の尊重②利用者の尊重③援助の姿勢④チームワーク・リーダーシップ⑤社会人としての基本、の5分野41項目にわたる「求められる職員像」を策定し、全職員に周知している。人事考課は人事考課シートを用いて施設長等が個別面談を年3回行い、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価すると共に、職員の育成・指導にあたっている。パート職員にも要綱により運用するなど、法人全体で総合的な人事管理が行われている。</p>		
II—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>年3回職員との個別面談を行っており、その中で個人の意向や就労上の希望等を把握している。私用や体調不良等での勤務の変更など、柔軟に対応している。また、事前に家族・本人の都合で休暇等の申出があれば勤務表の作成に反映させている。年休の取得状況等は給与システムで全体が分かるようになっており、積極的に取得するよう周知している。</p>		
II—2—(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II—2—(3)—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>人事考課制度により、職員は年度当初に職務の目標設定を行い、年度の間と年度末と年3回の施設長等による面接を通して、それぞれの目標の達成状況を確認するなど、職員</p>		

一人ひとりの育成に向けた取組が確実に実行されている。人事考課面接以外でも、必要に応じ面接を行っている。		
18	Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>法人の研修課では、新人研修・県社協階層別(キャリアアップ)研修・人材育成コンサルタントによる研修の他、職種やテーマ、職階に応じた研修など、年間計画に基づき研修を行っている。民間の人材育成コンサルタントによる研修は、独自に階層別(中堅・指導職・管理者等)研修を行うなど、多様な教育・研修が実施されている。</p>		
19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>施設内外の多様な研修に、正規職員・パート職員に関係なく、参加する機会が確保されている。各自の研修参加回数が偏らないよう、本人に有効な研修参加を計画している。資格取得に必要な研修への参加は配慮している。なお、研修に参加した職員は、職員会での発表や復命書の回覧など、情報の共有を図っている。</p>		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>実習マニュアルに基づき、社会福祉士実習指導者講習を受けた職員を担当者として指定し、実習生の受け入れから実習完了まできめ細やかな体制をとっている。実習では、母子支援員、少年指導員、個別対応職員などの業務について講義時間を設け、他施設やこども相談センターへの見学も取り入れて行っている。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページで理念や基本方針の他、事業報告・決算等の情報や施設に寄せられた苦情・要望内容と施設の対応・解決内容の情報を掲載している。また、広報誌「ひだ慈光会」に事業内容・財政状況・責任体制等を掲載して、飛騨地域を中心に各世帯に配布するなど、運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の事務分掌の中で、会計責任者、出納責任者が明記され、個人毎の分掌の中で会計事務に係る役割分担も明確に記載されており、職員等に周知している。法人は会計事務所</p>		

や社会保険労務士事務所と顧問契約を締結して財務、労務管理に関する助言の他、顧問弁護士を委嘱し、人権や各種法令等に係る助言を受けるなど、公正かつ透明性の高い経営・運営のための取組が行われている。

II—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II—4—（1）地域との関係が適切に確保されている。		
23	II—4—（1）—① こども、母親と地域との交流を広げるための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>当施設利用者の特別な事情は、地域との関係に慎重さをもたらしているようである。一方生活の成り立ちはコミュニティが基盤であり、当施設の取組はこのジレンマを克服しながら進められていることが理解される。実際地域こども会よりボーリング大会などの誘いもあり、かなり積極的な地域交流も進められているが、一方在り方、基本姿勢等の表明にやや希薄さを感じる。当地移転後かなり経過しており、また実践も積み重ねている現状でより一層の奮起を期待したい。</p>		
24	II—4—（1）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>近隣との付き合い方とともに、慎重に運用されていることが理解される。ボランティアに対する職務分掌上の対応職員は主任であり、受け入れに対する留意事項がまとめられている。今後とも慎重さを堅持しつつ、利用者の利益に叶うよう進めていっていただくことを願う。</p>		
II—4—（2）関係機関との連携が確保されている。		
25	II—4—（2）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>関係機関との連携は、誤謬、個人情報の漏えいが無いよう、慎重な構えで情報共有が行われている。とりわけ措置元である市役所、福祉事務所、学校などとは強い関わりを持って臨んでいる。また情報をいかに伝えるかを深慮し、適切さをもって対応していることが理解される。</p>		
II—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>本年度より「親子関係形成事業」が開始され、地域の要支援家庭等の親子受け入れを担うこととなった。その取り組みの中での福祉ニーズの把握が的確に行われ、従来からのこども会への参加、共同開催の夏祭りなどに伴う把握をも含め、地域福祉向上への足掛かりをしっかりと掴んでいると評価できる。</p>		

27	Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>所属する法人と共にではあるが、地域に対する公益的・活動が位置付き、積極的に進められている。今年度も市の会館にて識者を招き講演会を開いている。ちなみにテーマは「見えない壁を壊したい」であった。また宅配型こども食堂を運営する団体への調理室の貸し出し、所有するブルーベリー農場を開放、その他居場所作りの取組など、積極的かつ活発に地域貢献活動を行っていることが確かめられる。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ—1 こどもと母親本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) こどもと母親を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① こどもと母親を尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>理念、基本方針等において、母子生活支援施設としてのあり方の基本が明示されている。またその具体的内容は19項目にリスト化され、全職員が毎月確認を行っている。さらに11月は行動の振り返り月とするなど、職員の理解促進、実践力向上に力を入れるなど、たゆまぬ努力は敬服に値する。今後は個別問題、例えばペットの飼育などについても再度の検討をお願いしたい。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② こどもと母親のプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>当施設において最も大切な課題の一つプライバシー保護は、施設・設備、支援体制においても十分守られていると確認できる。とりわけ職員一人ひとりの自覚を促す取り組みは、「求められる職員像」における明文化のみならず、セルフチェックシートによる毎月点検による意識向上の取組となっており高く評価される。</p>		
Ⅲ—1—(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① こどもと母親に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>当施設のパンフレットでまず目を引くのは、隣接する畜産施設の牛たちが草を食む姿や林などの景観の写真であろう。もちろん内部の様子も居室の間取り図に加え、写真で分かりやすく紹介されている。一方ホームページ上でも個人情報に配慮しつつ、楽しげな生活の様子が写真で紹介されている。利用を求める見学者には詳細が説明され、そうした取りぐみで不十分を感じれば常に見直しを検討されるなど、情報提供の真摯な取り組みが評価される。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 支援の開始・過程においてこどもと母親にわかりやすく説明している。	㉑・b・c

<コメント>		
<p>説明における適切性は、組織的・具体的であるとともに、こども・母親に寄り添う温かなまた希望に満ちたものとして評価される。「支援計画マニュアル」は入所から退所に至るまでの支援のポイントを簡略にまとめたものであるが、分かりやすく大切な事は何かを明示しており、支援開始にあたっての説明に大変有用であると思われる。母親に対しては入所時だけではなくその後も年2回、「支援聞きとり票」を用い、適切に面談が行われている。一方こどもに対しては、「スリーハウスシート」が用いられる。これは、「心配の家」から「安心の家」そして「希望の家」へと一緒に変えていこうとする心づくしを表す言葉であるが、それを「まいったの家」「おちつく家」「こうなったらいいなの家」とさらにわかりやすく希望に満ちた言葉で言い表しており、説明を超えた豊かな思いが感じられる。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<コメント>		
<p>文書類の整備にやや不十分さは感じるが、現実的にもれの無い支援の継続性が認められる。分掌の中でアフターケア担当職員が決められており、常に対応に先だつ心配りを示している。とりわけ転・退所1年目は注意を怠らないよう心掛けている。困りごとの電話を受ける事もあるが、それを待つだけでなく時には米、野菜などの差し入れと称し、実生活の様子を検分することもあるという。話を聞くだけでなく、生活の様子を体感することが支援としては大切であると考えている。こうした当施設固有の、真に寄り添う支援のあり方は高く評価されると共に今後も続けられることを切に願う。</p>		
Ⅲ—1—(3) こどもと母親の満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① こどもと母親の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<コメント>		
<p>満足の向上に関する取り組みは、分掌上の母子支援担当職員が中心となり検討が進められる。その基本姿勢として「安心して」生活できる場の創造を掲げ、アンケート調査も実施されている。まとめの進行がやや遅れ気味とのことであるが、その分しっかりとした提言になるものと確信できる。一方母の会の開催も年3回あり、こども会と合わせ意見・要望集約の場として、十分な機能を果たしていると考えられる。</p>		
Ⅲ—1—(4) こどもと母親が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<コメント>		
<p>投函数は少ないが、システムは正常に機能している。開示も行われているが、当施設の特性により様々な配慮を施すため、一般的にはやや不鮮明に見えてしまうかもしれない。苦情解決に関しての慎重かつ真摯に向き合う姿勢を確認した。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② こどもと母親が相談や意見を述べやすい環境を整備し、こどもと母親に周知している。	a・b・c
<コメント>		
<p>新築移転後専用の相談室が設けられた。しかし外に声が漏れる、隣のプレールームで遊</p>		

<p>ぶこどもの声が聞こえるといった心配が出てきた。戸の隙間を埋める、廊下で音楽を流すなどの対策が講じられているが、根本的な改善が待たれる所である。当園には専任の有資格心理療法担当職員は設置していないが、利用者は相談相手として誰でも指名できるようにして一定の効果을 上げている。</p>		
36	<p>Ⅲ—1—(4)—③ こどもと母親からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>相談は本人からの申し込みによるものばかりではなく、日常的な場で聞き及んだものもすぐに、管理者あるいは担当責任者に知らされ対応が検討される。記録はパソコン内に行われるが、記録システムにより重要度分類が行われ保管される。マニュアルは用意されていないが、システムは構築されており適切に対応されていると判断できる。</p>		
<p>Ⅲ—1—(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>法人内に安全課が設置されており、リスクマネジメント体制構築の中心的役割を果たしている。各施設担当者は原則2カ月に1回集まり課題の検討を行う。当施設で特筆すべきは、福祉系大学との提携による災害訓練、BCP訓練であろう。本年度は豪雨災害を想定し、避難訓練に始まり安全確保、復旧に至る総合的な訓練を実施した。なお当施設はハザードマップ上危険地域に含まれていないが、安心・安全を高める取り組みは高く評価される。</p>		
38	<p>Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時におけるこどもと母親の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>令和7年度より「感染症マニュアル」が改められ、大変見やすくまとまりのあるものとなっている。分量の多い資料であるが、単なる寄せ集めでなく整理がされている。まずは感染症の基礎知識で、「成り立ち」「対応」の基本等が述べられ、その後に各感染症ごとの詳述、さらに「復帰」「留意事項」の組み立てでまとめられている。なお目次も付けてあり便利であるが、ページ番号は原本の番号が残っており紛らわしく、改定時直されることをお勧めする。また、月1回検査キットを用いた衛生面の居室点検が行われるが、清潔を保つとともにに利用者の意識向上に役立つであろうと評価される。</p>		
39	<p>Ⅲ—1—(5)—③ 災害時におけるこどもと母親の安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>災害を想定したBCP訓練に見られるように、施設・法人が一体となり安全確保に取り組んでいることが理解される。また安全への呼びかけはもちろん行われるが、最低限の安全はセンサーの働きを借りている。例えばガスは出せばなしであると自動的に止まるものを使用している。なお今一番の災害はクマ出没かもしれない。本園ではいち早く「クマ出没対応マニュアル」を作成し管理・監視体制、連絡体制を整え、安全確保に努めている。こうした取り組みが的確であると評価される。</p>		

Ⅲ—2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—（1） 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—（1）—① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	㉑・b・c
<コメント> 入所から退所に至る過程の支援計画立案の骨子を定めた「支援計画マニュアル」に沿って、「支援聞き取り票」や「モニタリング聞き取り記録票」を用い、利用者本人の意向を尊重しながら適切で、標準的な支援計画を立案していることが確認できる。		
41	Ⅲ—2—（1）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉑・b・c
<コメント> 担当者を中心に所定のシステムに則り、見直しを適切に実施していることが確認できる。利用者からの聞き取りは6カ月ごと、場合によっては3か月に短縮して実施し、それに基づき支援検討会議が催され見直しを行っている。		
Ⅲ—2—（2） 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—（2）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	㉑・b・c
<コメント> 自立支援計画書については、主任が中心となり支援計画管理課において作成が行われる仕組みとなっている。「支援聞き取り票」や「モニタリング聞き取り記録票」を用い、利用者本人の意向を尊重し、独自のアセスメントを駆使し、利用者に寄り添う計画書の作成を行っている。		
43	Ⅲ—2—（2）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	㉑・b・c
<コメント> 計画の実施状況を確認する目的で、6カ月ごと、場合によっては3か月に短縮してモニタリングを行い自立支援計画の見直しを図るとともに、職員間の情報共有を図っている。より綿密な支援計画作成の努力が評価される。		
Ⅲ—2—（3） 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—（3）—① こどもと母親に関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㉑・b・c
<コメント> 令和5年度より記録の様式が新しくなり、実施状況はより如実に反映できるようになったと感じている。それでも主観の混じることは避けがたく、全職員の共有に基づくチェック体制を整えている。こうした取り組みが高く評価される。		
45	Ⅲ—2—（3）—② こどもと母親に関する記録の管理体制が確立している。	㉑・b・c
<コメント>		

個人情報の管理は、当施設における最も重要な責務の1つであり、一方ならぬ注意が払われている。個人情報保護規定は法人にて統一的に定めているが、施設においては厳格ではあるが明確な定めを共有している。「個人情報取り扱いマニュアル」で6領域14項目にわたっての在り方の記載、さらに「個人情報漏えいを防ぐために」としてより具体的な指示内容を認める。こうした万全な体制は高く評価される。

内容評価基準（25項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A—1 こどもと母親の権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）こどもと母親の権利擁護		
A①	A—1—（1）—① こどもと母親の権利擁護に関する取組が徹底されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>令和7年度「リミエ事業計画」において権利擁護・虐待防止について具体的な内容を列記して明らかにし、虐待防止マニュアルを職員で読み合わせ、月1回の19項目による職員セルフチェックを行い、また「こどもの権利ノート(リミエ版)」を作成してこどもにわかりやすく伝える取り組みを始めるなど、徹底した取り組みがなされている。</p>		
A—1—（2）権利侵害への対応		
A②	A—1—（2）—① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>虐待防止のための指針、苦情解決実施要項、権利擁護・虐待防止委員会を月1回開催し、職員はセルフチェックを行い、意識を高めサービス提供を実施。利用者の意見要望を聞き取り記録にとどめている。苦情解決実施要項を定め第三者委員に相談できる体制を整えている。</p>		
A③	A—1—（2）—② いかなる場合においても、こどもや母親が、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭内の様子を把握することは簡単ではないものだが、学童保育のこどもの様子やつけていただいたセルフチェックから家庭内の様子を推し量ることで、不適切な行為の予防や発見に心がけている。また、より良い親子関係が築けるような支援を目指し、母子と定期的に面談し、母やこどもの思いを受け止めながら支援の基盤となる信頼関係を築くことに取り組んでいる。</p>		

A④	A—1—(2)—③ こどもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもの様子を見守る中で家庭内の様子を思い浮かべている。また、家事援助での関わりや、外出時の鍵の受け渡しの時の声掛けなどにより信頼関係を築くなかで、注意深く見守り、気づいた点を職員間で情報共有し、適切な助言につなげている。</p>		
A—1—(3) こどもと母親の意向や主体性の配慮		
A⑤	A—1—(3)—① こどもや母親が、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>母の会、こども会を年3回実施。3月にアンケートを取り4月に職員照会、学校の長期休みの前に開催。また、母親講座や安全教室を実施し、家計管理、交通安全について学ぶ機会を提供している。</p>		
A—1—(4) 主体性を尊重した日常生活		
A⑥	A—1—(4)—① 日常生活への支援は、こどもや母親の主体性を尊重して行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>入所時の個別支援計画は1月後に確認のため聞き取りを実施。こどもは担当職員が「スリーハウスシート」で思いを聞き取っている。根気に話を聞き方向性を示すことで自己肯定感の低い利用者であっても自己決定に至るような過程を大切にしている。</p>		
A⑦	A—1—(4)—② 行事などのプログラムは、こどもや母親が参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>3月にアンケートを実施。寄せられた意見を元に、こどもの日(柏餅)、夏祭り(おばあちゃんズによる食事提供)、ハロウィン(仮装)、お月見(お菓子)等、お楽しみを加えた季節に応じた生活に潤いのある行事計画を立て開催している。</p>		
A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア		
A⑧	A—1—(5)—① こどもと母親が安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>退所後も支援が必要なケースが多く、担当職員により、親子支援事業と並走しながら取り組んでいる。利用者との適切な距離感を保ちながら、自立が継続できるよう築いた関係を保ちつつ、職員を受け入れやすいように手作りの総菜を届けるなどの様子伺いを続けるような、配慮の行き届いた支援を実施している。</p>		

A—2 支援の質の確保

A—2—(1) 支援の基本

A ⑨	A—2—(1)—① こどもと母親それぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>心理療法担当職員が欠員となり、心理的な面でのアセスメントやアドバイスに心配を抱えているが、聴覚障害を持った母に対し、必要に応じ手話通訳者を手配したり、関係する諸支援機関と連携しながら生活支援を行うなど、安心・安全な生活を継続させることへの配慮のもと、個別支援計画に基づいた支援を行っている。</p>		
A—2—(2) 入所初期の支援		
A ⑩	A—2—(2)—① 入所に当たり、こどもと母親それぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>入所前に面談を行い、母子の状態を把握し課題ニーズをアセスメントして入所後の安定した支援につなげている。利用者にもリミエでの生活をイメージしやすいよう具体的に丁寧な情報提供を行っている。</p>		
A—2—(3) 母親への日常生活支援		
A ⑪	A—2—(3)—① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>精神的に不安定な利用者について「飛騨市こころのクリニック」精神科医療との連携、必要に応じた同行支援、家事支援、家計管理を目指した働きかけ等について職員数の不足を感じながらも実施するなど、一貫して利用者を大切に支援がとられている。</p>		
A ⑫	A—2—(3)—② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、こどもとの適切なかわりができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>今年各地で頻発したクマの出没も、当施設でも発生したが、その折には柔軟に送迎支援を行うなど、保育園、放課後デイサービス、訪問ヘルパーなどとの地域資源と情報共有し連携に努め、安定した母子関係ができるよう支援している。</p>		
A ⑬	A—2—(3)—③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>母親の様子を観察し、適切な声掛けをおこない、必要に応じて精神科クリニックにつなぎ、訪問看護が利用できるようにしている。母親同士の交流についてはトラブルが発生しないよう配慮し安定した対人関係が築けるような支援を実施している。</p>		
A—2—(4) こどもへの支援		
A ⑭	A—2—(4)—① 健やかなこどもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>年齢、発達に応じた支援として、小学生は学習室、幼児は保育室で適切に過ごせるよ</p>		

う学習室には図書やDVDを揃え、プレイルームには体を使って遊べるような用具を配置するなど、配慮した支援を実施している。		
A ⑮	A—2—(4)—② こどもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>学習に対して苦手意識や拒否反応を持つこどもも少なくない中、学習ボランティアとして退職した小学校先生に来ていただき学習支援を行っている。学校に行けてないこども利用することで学力低下の防止に役立っている。職員が夕方の宿題をする時間に付き添っている。</p>		
A ⑯	A—2—(4)—③ こどもに安らぎと心地よさを与えられるおとなとのかかわりや、こどもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生との遊びによるかかわりも貴重な体験となっている。職員には年齢、発達に応じた大人への甘え方を受け入れるような関りを受け入れている。「スリーハウス」の実施によりこどもの聞き取りしながら、安心や楽しさを感じる経験を増やす関りとなるように心がけている。</p>		
A ⑰	A—2—(4)—④ こどもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>産婦人科医師を招き職員の勉強会を行った。中高生には個別に性自認や性教育について必要に応じておこなっているが、心理療法担当職員が継続していた性教育は心理療法担当職員が欠員となり現在中断している。</p>		
A—2—(5) DV被害からの回避・回復		
A ⑱	A—2—(5)—① こどもと母親の緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>一時保護に対してはマニュアルを整備し、必要な物品についてのリストを用意し受け入れた時からすぐに生活を開始できるような常時受け入れ体制を整えている。受付票により、情報を整理し、ケースの概要を取りまとめ、速やかな対応が可能となるように備えている。岐阜県・富山県の女性相談支援センターとの関係を築き、しっかりと受け入れ体制がとられている。</p>		
A ⑲	A—2—(5)—② こどもと母親の安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>弁護士と連絡を取り合い、職員が知的障害や聴覚障害を持つ母の代弁をおこない、裁判や調停への同行も2名の職員体制で対応している。また、高山警察署との連携も取られており適切な支援を実施している。</p>		
A ⑳	A—2—(5)—③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	㉑・b・c

<p><コメント></p> <p>施設内で心理的ケアを実施するために心理療法担当職員の配置が望まれるが、生活場園での声かけや見守りに配慮し安心・安全な環境を備えるよう配慮し、「飛驒こどものころクリニック」「Mこころクリニック」「飛驒うりす苑」など市内などの精神科クリニックと連携し通院や訪問看護を利用して適切な支援を行っている。</p>		
<p>A—2—(6) こどもの虐待状況への対応</p>		
A	<p>A—2—(6)—① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持つ</p> <p>⑳ てかかわり、虐待体験からの回復を支援している。</p>	<p>㉑ a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>心理療法担当職員が欠員となっているが、生活の中でこどもの気持ちを汲み取るため「スリーハウス」を行い、また、日常の言葉に気を配り、支援検討会で話し合い、適切な対応を心掛けるよう取り組んでいる。</p>		
<p>A—2—(7) 家族関係への支援</p>		
A	<p>A—2—(7)—① 家族関係の構築や安定のために母親やこどもの</p> <p>㉒ 家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。</p>	<p>㉓ a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>母子指導員と少年指導員が丁寧に母と子から話を聞きこどもの思い母の思いをしっかりと聞き取り親子の関係の改善に結び付けるなど、日常的な関りの中で母や子の悩みや不安をキャッチし相談し関係の改善などに対応している。</p>		
<p>A—2—(8) 特別な配慮の必要な母親、こどもと母親への支援</p>		
A	<p>A—2—(8)—① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要なこども</p> <p>㉔ と母親に対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。</p>	<p>㉕ a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>障害のある母親の状況に応じて、付き添いや子の預かり支援を実施している。服薬することに不安の高い利用者には薬の必要性を話しかけている。</p>		
<p>A—2—(9) 就労支援</p>		
A	<p>A—2—(9)—① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。</p> <p>㉖</p>	<p>㉗ a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>生活保護にならないように頑張る母に対しハローワーク・マザーコーナーへの登録や同行支援など実施し援助を行っている。勤め先を利用者が見つけて話を持ってくるときもあるので仕事の内容が母に適しているかななどを母とよく話し合うなどきめ細かく相談に応じている。</p>		
A	<p>A—2—(9)—② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に</p> <p>㉘ 応じて職場等との関係調整を行っている。</p>	<p>㉙ a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>聴覚障害を持つ母について就労支援事業所やハローワークと連携しながら就労支援していたが、うまく働けないことで収入への不安を抱えていた利用者が、リミエで家事ができることに着目、できる力を引き出す支援することで安定した事例があった。個別の</p>		

状態を見ながら工夫しつつ母や子どもの安定を考慮した支援に努めている。